

令和7年7月25日
川西市議会事務局

川西市議会事務局職員の懲戒処分について

令和7年7月25日に発令した地方公務員法上の懲戒処分等について、下記のとおりお知らせいたします。

1. 事案の概要

懲戒処分の対象となった職員（以下「被処分者」という。）は、令和5年3月に議会にソフトウェアを提供している業者（以下「業者」という。）から送付された「令和5年度分ソフトウェア使用料の請求書」を自身の机の引き出しに保管していたところ、支払期限である令和5年5月31日の直前になってその未処理に気づき、正規の支払手続では間に合わないことから、請求書に添付されていた納付書を用いて、自費により令和5年分の利用料金をコンビニエンスストアで支払った。

さらに、同年10月には、他の職員が当該ソフトウェア使用料の支払履歴がないことに気づき、これを支払うよう被処分者が指示を受けたが、上記自費で支払ったことが発覚することを免れるために、業者へ請求書の発行を依頼したのち、自身のコンビニ払いによる利用料金の支払いが完了していることを認識しながら、同年11月2日に市の財務会計システムを使用して当該利用料金に係る支出命令書を作成し、令和5年支払分として市に支出させ、業者との関係においては、令和6年分の利用料金に充当させた。

被処分者による一連の行為は、地方自治法に定める自治体で認められていない支払方法による職務上の義務に違反する行為であり、また自身の不正を隠ぺいする目的で虚偽の公文書を作成した行為についても公文書に対する信用を大きく損なう重大な違法行為であったことから、懲戒処分に処するを相当と認めた。

2. 懲戒処分対象職員及び処分内容

所属	職名	年齢	処分日	処分内容
市議会事務局	主任	33歳	R7.7.25	停職1箇月

【問い合わせ先】
市議会事務局
電話 072-740-1250